

# 教育委員会提出議案

## 第7号議案

豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会事務局処務規則(昭和44年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(分掌事務等)

第8条 教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担当事務は次のとおりとする。

庶務課

- (1) 教育委員会に関すること。
- (2) 職員の任免その他人事に関すること。
- (3) 公印及び文書審査に関すること。
- (4) 文書及び法規等に関すること。
- (5) 請願、陳情等に関すること。
- (6) 区立学校の設置及び廃止等に関すること。
- (7) 予算、決算及び監査に関すること。
- (8) 教育委員会の広報に関すること。

- (9) 表彰等に関する事。
- (10) 教育財産の調整に関する事。
- (11) 補助執行に係る調整に関する事。
- (12) PTA 活動の支援に関する事。
- (13) 家庭教育の振興に関する事。
- (14) 社会教育の助言、指導及び調査研究に関する事。
- (15) 文化財の保護に関する事。
- (16) 文化財の保存に関する事。
- (17) 文化財の活用に関する事。
- (18) 文化財の普及啓発に関する事。
- (19) 埋蔵文化財に関する事。
- (20) 豊島ふくろう・みみずく資料館の管理運営に関する事。
- (21) 学校の情報化推進に関する事。
- (22) 学校の ICT 環境の整備及び運営に関する事。
- (23) 学校の情報セキュリティに関する事。
- (24) 学校教育の情報化推進計画に関する事。
- (25) 教育政策の企画・調整に関する事。
- (26) 教育振興基本計画の改定及び進行管理に関する事。
- (27) 教育に関する事務の点検・評価に関する事。
- (28) コミュニティ・スクールに関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (29) インターナショナルセーフスクールに関する事。
- (30) 区立幼稚園の学事に関する事。
- (31) 区立幼稚園の認定こども園化に関する事。

- (32) 学校給食費等の公会計化に関する事。
- (33) SDGs 達成の担い手育成事業に関する事。
- (34) 就学前教育の推進に関する事。
- (35) 保幼小連携の推進に関する事。
- (36) 部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関する事。

#### 学務課

- (1) 学校運営に関する事。
- (2) 教材教具の整備に関する事。
- (3) 校外施設に関する事。
- (4) 区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関する事。
- (5) 用務主事の人事に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 用務業務委託に関する事。
- (7) 用務主事の調整に関する事。
- (8) 小学校及び中学校の学事に関する事。
- (9) 就学援助費・就学奨励費に関する事。
- (10) 隣接校選択制及び通学区域・通学路に関する事。
- (11) 入学相談及び学校説明会に関する事。
- (12) 外国人学校に関する事。
- (13) 学校の保健衛生に関する事。
- (14) 学校給食に関する事。
- (15) 学校給食の指導に関する事。
- (16) 課の庶務に関する事。

#### 放課後対策課

- (1) 子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関する事。

- (2) 子どもスキップの人事に関する事。
- (3) 子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関する事。
- (4) 子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関する事。
- (5) 学童クラブの入退会に関する事。
- (6) 放課後子ども教室に関する事。
- (7) 学校施設の開放に関する事。
- (8) 学校設備の使用許可に関する事。
- (9) 中学生の放課後支援の企画・調整に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

#### 学校施設課

- (1) 学校施設、幼稚園施設（以下「学校施設等」という。）の維持管理に関する事。
- (2) 子どもスキップの施設の維持管理に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 学校施設等の財産の管理に関する事。
- (4) 学校施設等の改築に関する事。
- (5) 学校施設等の長寿命化に関する事。
- (6) 学校の適正配置に関する事。
- (7) 学校施設施策の企画、調査、進行管理及び総合調整に関する事。
- (8) 学校施設等の環境整備に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

#### 指導課

- (1) 学校衛生委員会に関する事。
- (2) 学校教育指導に伴う事務に関する事。

- (3) 区立小・中学校の教育支援に関する事。
- (4) 教科用図書の採択事務に関する事。
- (5) 教職員の人事事務に関する事。
- (6) 教職員の人事考課に関する事。
- (7) 学校訪問に関する事。
- (8) 教職員の昇給に関する事。
- (9) 教職員の人材育成等に関する事。
- (10) 教職員の給与、福利厚生等に関する事。
- (11) 教育課程の編成及び管理に関する事。
- (12) 区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関する事。
- (13) 教科用図書の調査・研究に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

#### (説 明)

令和6年度に向けて、教育委員会事務局の分掌事務について、文言整理及び規程整備のため改正を行う。

豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第 2 章 分掌事務                      （分掌事務等）</p> <p>第 8 条 教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担任事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>放課後対策課</p> <p>(1) 子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもスキップの人事に関すること。</p> <p>(3) 子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関すること。</p> <p>(4) 学童クラブの入退会に関すること。</p> <p>(5) 放課後子ども教室に関すること。</p> <p>(6) 学校施設の開放に関すること。</p> <p>(7) 学校設備の使用許可に関すること。</p> <p>(8) 子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関すること。</p> <p>(9) 中学生の放課後対策の企画・調整に関すること。</p> <p>(10) 課の庶務に関すること。</p>	<p>第 2 章 分掌事務                      （分掌事務等）</p> <p>第 8 条 教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担任事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>放課後対策課</p> <p>(1) 子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもスキップの人事に関すること。</p> <p>(3) 子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関すること。</p> <p>(4) 子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関すること。</p> <p>(5) 学童クラブの入退会に関すること。</p> <p>(6) 放課後子ども教室に関すること。</p> <p>(7) 学校施設の開放に関すること。</p> <p>(8) 学校設備の使用許可に関すること。</p> <p>(9) 中学生の放課後支援の企画・調整に関すること。</p> <p>(10) 課の庶務に関すること。</p>

(略)

(令 4 教委規則 2・令 5 教委規則●・全改)

(略)

(略)

(令 4 教委規則 2・令 5 教委規則12・全改、令 6 教委規則●・一部  
改正)

(略)

附 則 (令和 6 年 3 月●日教委規則第●号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○豊島区教育委員会事務局処務規則

昭和44年4月1日

教育委員会規則第1号

改正 昭和44年12月16日教委規則第6号

昭和47年4月1日教委規則第2号

昭和47年10月17日教委規則第7号

昭和47年11月15日教委規則第12号

昭和48年12月1日教委規則第9号

昭和48年12月1日教委規則第10号

昭和49年4月1日教委規則第1号

昭和50年4月1日教委規則第7号

昭和53年2月25日教委規則第1号

昭和54年4月10日教委規則第2号

昭和56年4月1日教委規則第3号

昭和56年7月16日教委規則第6号

昭和57年4月1日教委規則第8号

昭和59年3月31日教委規則第3号

昭和59年5月30日教委規則第6号

昭和60年3月30日教委規則第2号

昭和61年3月31日教委規則第1号

昭和62年3月20日教委規則第1号

昭和62年9月21日教委規則第10号

平成元年3月8日教委規則第1号

平成2年4月1日教委規則第1号

平成3年3月19日教委規則第1号

平成3年3月30日教委規則第5号

平成4年3月25日教委規則第1号

平成4年10月14日教委規則第16号

平成5年3月24日教委規則第1号

平成5年6月22日教委規則第6号

平成6年3月22日教委規則第3号



平成6年5月24日教委規則第9号  
平成7年3月28日教委規則第1号  
平成8年4月1日教委規則第1号  
平成9年4月1日教委規則第3号  
平成11年4月1日教委規則第4号  
平成11年10月15日教委規則第8号  
平成12年3月31日教委規則第18号  
平成13年3月29日教委規則第13号  
平成14年3月29日教委規則第6号  
平成15年3月12日教委規則第1号  
平成15年3月28日教委規則第7号  
平成17年3月30日教委規則第15号  
平成17年5月17日教委規則第20号  
平成18年3月27日教委規則第12号  
平成18年3月30日教委規則第13号  
平成18年6月20日教委規則第23号  
平成19年3月22日教委規則第3号  
平成20年3月31日教委規則第4号  
平成21年3月11日教委規則第6号  
平成21年8月26日教委規則第21号  
平成22年3月25日教委規則第8号  
平成22年3月31日教委規則第14号  
平成23年3月10日教委規則第2号  
平成23年9月20日教委規則第21号  
平成24年3月15日教委規則第1号  
平成24年3月28日教委規則第3号  
平成25年3月13日教委規則第1号  
平成24年12月26日教委規則第9号  
平成26年3月28日教委規則第4号  
平成27年3月31日教委規則第10号  
平成28年3月31日教委規則第8号

平成29年3月13日教委規則第3号  
平成30年3月29日教委規則第5号  
平成31年4月18日教委規則第7号  
令和2年3月16日教委規則第5号  
令和3年1月28日教委規則第2号  
令和3年3月31日教委規則第6号  
令和4年3月15日教委規則第2号  
令和5年3月17日教委規則第12号  
令和6年3月●日教委規則第●号

豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和40年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

## 第1章 総則

（昭53教委規則1・全改）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、豊島区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

（昭53教委規則1・全改、平27教委規則10・一部改正）

（事務局の分課）

第2条 事務局に次の部及び課を置く。

教育部

庶務課

学務課

放課後対策課

学校施設課

指導課

（平21教委規則6・全改、平23教委規則2・平23教委規則21・平24教委規則3・

平26教委規則4・平27教委規則10・平28教委規則8・平29教委規則3・一部改正）

（職員）

第3条 事務局に事務局長を、課に課長を置く。

2 事務局に参事、副参事及び主任指導主事を置くことができる。

3 部に担当課長を置くことができる。

4 課及び担当課長に担当係長を置くことができる。

5 庶務課に社会教育主事を置く。

6 指導課に統括指導主事を置くことができる。

7 指導課に指導主事を置く。

8 課、担当課長、係及び担当係長に主査を置くことができる。

(昭53教委規則1・全改、昭56教委規則3・昭61教委規則1・平2教委規則1・平3教委規則1・平3教委規則5・平6教委規則3・平9教委規則3・平11教委規則4・平11教委規則8・平12教委規則18・平17教委規則15・平18教委規則12・平19教委規則3・平21教委規則6・平22教委規則14・平27教委規則10・平28教委規則8・令2教委規則5・一部改正)

(部長、課長等の職責)

第4条 部長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 部長は、事務局の事務の執行状況につき、随時文書又は口頭をもって教育長に報告するものとする。

3 参事、副参事及び主任指導主事は、部長の命を受け、担当の事務を処理する。

4 課長(担当課長を含む。以下同じ。)は、部長の命を受け、課の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 課長は、課の事務の執行状況につき、随時文書又は口頭をもって部長に報告するものとする。

(昭53教委規則1・全改、昭61教委規則1・平2教委規則1・平3教委規則1・平3教委規則5・平11教委規則8・平12教委規則18・平17教委規則15・平19教委規則3・平21教委規則6・平22教委規則14・令2教委規則5・一部改正)

(担当係長等の職責)

第5条 担当係長は、課長の命を受け、担任の事務を処理する。

2 主査は、上司の命を受け、担当係長の担当事務のうち特定の事務を処理する。

(昭53教委規則1・全改、昭56教委規則3・平2教委規則1・平12教委規則18・平28教委規則8・一部改正)

(社会教育主事等の職責)

第6条 社会教育主事は、所属課長の命を受け、社会教育に関する専門的事務を処理する。

2 統括指導主事は、所属課長の命を受け、指導主事を統括し、学校教育に関する専門的事務を処理する。

3 指導主事は、所属課長又は統括指導主事の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。

(昭53教委規則1・全改、平17教委規則15・平18教委規則12・一部改正)

(その他の職員の職責)

第7条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(昭53教委規則1・全改)

## 第2章 分掌事務

(分掌事務等)

第8条 教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担当事務は次のとおりとする。

### 庶務課

- (1) 教育委員会に関すること。
- (2) 職員の任免その他人事に関すること。
- (3) 公印及び文書審査に関すること。
- (4) 文書及び法規等に関すること。
- (5) 請願、陳情等に関すること。
- (6) 区立学校の設置及び廃止等に関すること。
- (7) 予算、決算及び監査に関すること。
- (8) 教育委員会の広報に関すること。
- (9) 表彰等に関すること。
- (10) 教育財産の調整に関すること。
- (11) 補助執行に係る調整に関すること。
- (12) PTA活動の支援に関すること。
- (13) 家庭教育の振興に関すること。
- (14) 社会教育の助言、指導及び調査研究に関すること。
- (15) 文化財の保護に関すること。
- (16) 文化財の保存に関すること。
- (17) 文化財の活用に関すること。
- (18) 文化財の普及啓発に関すること。
- (19) 埋蔵文化財に関すること。
- (20) 豊島ふくろう・みみずく資料館の管理運営に関すること。
- (21) 学校の情報化推進に関すること。

- (22) 学校のICT環境の整備及び運営に関する事。
- (23) 学校の情報セキュリティに関する事。
- (24) 学校教育の情報化推進計画に関する事。
- (25) 教育政策の企画・調整に関する事。
- (26) 教育振興基本計画の改定及び進行管理に関する事。
- (27) 教育に関する事務の点検・評価に関する事。
- (28) コミュニティ・スクールに関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (29) インターナショナルセーフスクールに関する事。
- (30) 区立幼稚園の学事に関する事。
- (31) 区立幼稚園の認定こども園化に関する事。
- (32) 学校給食費等の公会計化に関する事。
- (33) SDGs達成の担い手育成事業に関する事。
- (34) 就学前教育の推進に関する事。
- (35) 保幼小連携の推進に関する事。
- (36) 部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関する事。

#### 学務課

- (1) 学校運営に関する事。
- (2) 教材教具の整備に関する事。
- (3) 校外施設に関する事。
- (4) 区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関する事。
- (5) 用務主事の人事に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 用務業務委託に関する事。
- (7) 用務主事の調整に関する事。
- (8) 小学校及び中学校の学事に関する事。
- (9) 就学援助費・就学奨励費に関する事。
- (10) 隣接校選択制及び通学区域・通学路に関する事。
- (11) 入学相談及び学校説明会に関する事。
- (12) 外国人学校に関する事。
- (13) 学校の保健衛生に関する事。
- (14) 学校給食に関する事。
- (15) 学校給食の指導に関する事。

- (16) 課の庶務に関すること。

#### 放課後対策課

- (1) 子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関すること。
- (2) 子どもスキップの人事に関すること。
- (3) 子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関すること。
- (4) 子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関すること。
- (5) 学童クラブの入退会に関すること。
- (6) 放課後子ども教室に関すること。
- (7) 学校施設の開放に関すること。
- (8) 学校設備の使用許可に関すること。
- (9) 中学生の放課後支援の企画・調整に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

#### 学校施設課

- (1) 学校施設、幼稚園施設（以下「学校施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (2) 子どもスキップの施設の維持管理に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 学校施設等の財産の管理に関すること。
- (4) 学校施設等の改築に関すること。
- (5) 学校施設等の長寿命化に関すること。
- (6) 学校の適正配置に関すること。
- (7) 学校施設施策の企画、調査、進行管理及び総合調整に関すること。
- (8) 学校施設等の環境整備に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

#### 指導課

- (1) 学校衛生委員会に関すること。
- (2) 学校教育指導に伴う事務に関すること。
- (3) 区立小・中学校の教育支援に関すること。
- (4) 教科用図書採択事務に関すること。
- (5) 教職員の人事事務に関すること。
- (6) 教職員の人事考課に関すること。
- (7) 学校訪問に関すること。

- (8) 教職員の昇給に関する事。
- (9) 教職員の人材育成等に関する事。
- (10) 教職員の給与、福利厚生等に関する事。
- (11) 教育課程の編成及び管理に関する事。
- (12) 区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関する事。
- (13) 教科用図書の調査・研究に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

(令5教委規則12・全改、令6教委規則●・一部改正)

(担当課長、社会教育主事、統括指導主事並びに指導主事)

第9条 第3条第3項に規定する担当課長の名称及び担任意務は次のとおりとする。

#### 庶務課

##### 教育施策推進担当課長

- (1) コミュニティ・スクールに関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (2) インターナショナルセーフスクールに関する事。
- (3) 区立幼稚園の学事に関する事。
- (4) 区立幼稚園の認定こども園化に関する事。
- (5) 学校給食費等の公会計化に関する事。
- (6) SDGs達成の担い手育成事業に関する事。
- (7) 就学前教育の推進に関する事。
- (8) 保幼小連携の推進に関する事。

2 第3条第5項に規定する社会教育主事の担任意務は次のとおりとする。

- (1) 社会教育の助言、指導及び調査研究に関する事。

3 第3条第6項、同条第7項に規定する統括指導主事、指導主事の担任意務は次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成及び管理に関する事。
- (2) 区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関する事。
- (3) 教科用図書の調査・研究に関する事。

(令2教委規則5・追加、令4教委規則2・令5教委規則12・一部改正)

#### 第3章 文書等

(昭60教委規則2・平13教委規則13・平21教委規則21・改称)

(文書等審査)

第10条 教育長の決定を受け、又は閲覧に供する文書等及び法規の解釈に関する文書等は、庶務課長の審査を受けなければならない。

(昭53教委規則1・全改、平17教委規則15・平17教委規則20・平19教委規則3・平21教委規則21・平25教委規則1・平27教委規則10・一部改正、令2教委規則5・旧第9条繰下)

(準用)

第11条 前条及び別に定めるもののほか、文書等の取扱いについては、豊島区公文書管理規程(平成31年豊島区訓令甲第3号。以下「公文書管理規程」という。)を準用する。

(昭53教委規則1・全改、平21教委規則21・平31教委規則7・一部改正、令2教委規則5・旧第10条繰下)

(文書等の保存)

第12条 文書等の保存については、公文書管理規程を準用する。

(昭53教委規則1・全改、平11教委規則4・平21教委規則21・平22教委規則8・平27教委規則10・平31教委規則7・一部改正、令2教委規則5・旧第11条繰下)

(押印の省略)

第13条 押印の省略については、豊島区押印の省略に関する規則を準用する。

(令3教委規則2・追加)

#### 第4章 服務

第14条 職員の服務については、豊島区職員服務規程(平成11年豊島区訓令甲第15号)を準用する。

(昭60教委規則2・旧第12条繰下、平13教委規則13・旧第13条繰上・一部改正、令2教委規則5・旧第12条繰下、令3教委規則2・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年12月16日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年10月17日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年11月15日教委規則第12号)



この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月1日教委規則第9号）

この規則は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月1日教委規則第10号）

この規則は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年2月25日教委規則第1号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月10日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月16日教委規則第6号）

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日教委規則第8号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日教委規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月30日教委規則第6号）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日教委規則第2号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日教委規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日教委規則第1号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月21日教委規則第10号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 8 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 19 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 30 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 25 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 10 月 14 日教委規則第 16 号）

この規則は、平成 4 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 24 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 22 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 22 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 24 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 6 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 15 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日教委規則第 18 号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日教委規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日教委規則第15号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月17日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日教委規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月20日教委規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月26日教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教委規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日教委規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月20日教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年7月11日から適用する。

附 則（平成24年3月15日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日教委規則第9号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区教育委員会事務局処務規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日教委規則第2号）

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日教委規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日教委規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日教委規則第12号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月●日教委規則第●号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。